

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第四十八号

#### 広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則

広島県港湾施設管理規則（昭和二十八年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間利用券)</p> <p>第四条の三 条例別表第二に規定する臨港交通施設駐車場及び港湾環境整備施設緑地の時間利用券（以下単に「時間利用券」という。）の様式は、別記様式第十四号の三のとおりとする。ただし、知事が支障がないと認める場合は、知事が認める様式をもつて代えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用券)</p> <p>第四条の五 (略)</p> <p>2  緑地内の更衣室を使用する場合における利用券の様式は、別記様式第十六号の三のとおりとする。</p>	<p>(時間利用券)</p> <p>第四条の三 条例別表第二に規定する臨港交通施設駐車場の時間利用券（以下単に「時間利用券」という。）の様式は、別記様式第十四号の三のとおりとする。ただし、知事が支障がないと認める場合は、知事が認める様式をもつて代えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用券)</p> <p>第四条の五 (略)</p> <p>2  駐車料徴収期間内における緑地内に整備されている駐車施設を使用する場合における利用券の様式は、別記様式第十六号の三のとおりとする。</p> <p>3  緑地内の更衣室を使用する場合における利用券の様式は、別記様式第十六号の四のとおりとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第 16 号の 2 (略)	様式第 16 号の 2 (略)
	<u>様式第 16 号の 3 (第 4 条の 5 関係)</u>
<u>様式第 16 号の 3</u> (略)	<u>様式第 16 号の 4</u> (略)

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。